

地域を支える組合員の皆様の経営継続を支援します。

経営継続補助金

2次募集にかかる相談会のご案内

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【開催日】 令和2年10月28日(水)～10月29日(木)

※詳細は裏面をご覧ください。

【実施期間】 令和2年5月14日(木)～令和3年2月28日(日)

※実施期間中に支払った経費が補助対象です。

採択となった場合は、令和3年3月19日(金)までに事業実績報告書を提出する必要があります。上記提出期限に遅れると補助金を受け取れません。

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！

(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組に要する経費

- ①機械装置等費 ②広報費・展示会等出店費 ③旅費 ④開発費・取得費
- ⑤雑役務費 ⑥借料 ⑦専門家謝金・専門家旅費 ⑧設備処分費
- ⑨委託費・外注費

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費」や「感染時の業務継続体制の構築に要する経費」に充てる必要があります。

補助率：定額 上限：50万円

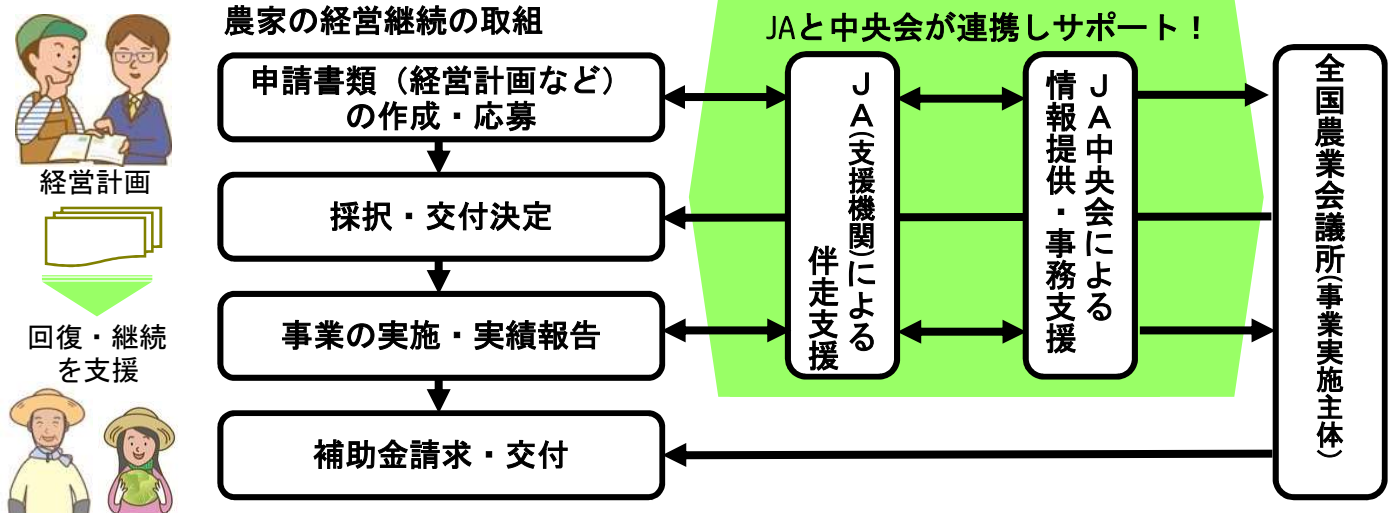
(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

- ①消毒費用 ②マスク費用 ③清掃費用 ④飛沫対策費用 ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用 ⑦PR費用

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【事業の流れ】



経営継続補助金2次募集にかかる相談会の開催について

開催場所	開催日時
J A 仙台本店 3階会議室	10月28日(水) 9:30~17:00
J A 仙台本店 3階会議室	10月29日(木) 9:30~17:00

※ 相談会当日はコロナウィルス感染症拡大防止の観点から事前予約制とさせていただきますので、必ず下記の問合せ先である営農支援課まで事前にご連絡頂き予約をお願い致します。予約が無い方に関しては、予約された方が優先となりますのでお待ち頂く事になりますのでご了承下さい。

○持参して頂くもの

- 個人の方
1. 認印
 2. 事業見積書(税抜き価格がわかるもの)
 3. 個人 確定申告書(第一・二) 白色申告者 収支内訳書(1面・2面)
青色申告者は所得税青色申告決算書(農業所得用1~4面)
 4. 申請書類一式
- 法人の方
1. 法人印
 2. 事業見積書(税抜き価格がわかるもの)
 3. 貸借対照表と損益計算書(直近1年)
 4. 申請書類一式



Q どのような農家が事業を利用できますか？

A 中小・家族経営や集落営農など幅広い方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の宣誓書(確認書)の交付を受けることが必要です。

Q 申請に関して、経営計画に成果目標を定める必要がありますか。また、目標が達成できない場合は、補助金の返還を求められますか？

A 成果目標は特に設定していません。なお、採択者に対して、補助事業完了後のフォローアップ調査を含め、取り組む事業とその効果等を把握するためのアンケート調査をすることがあります。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか。

A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、この他、直近の確定申告書類(第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書)、新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術と土づくりによる品質向上

経費例：生分解性マルチ、マルチ張り機、消毒機械(除菌剤の噴霧装置)の購入

ケース②畜産：発情発見～分娩管理の効率化と堆肥舎の整備

経費例：発情発見システム(牛温恵)、簡易堆肥舎の導入(設置費込み)

ケース③稲作：省力化と新たな経営管理システムの導入

経費例：鉄コーティング種子の直播機、ドローンの導入(操縦者の作業委託含む)



Q 共同申請はどんな場合に活用できるのですか？また、その場合の補助上限はどうなりますか。

A JAの生産部会など産地でまとまった取組を行う場合や、集落営農組合などで共通の計画を持つ取組が想定されます。共同申請の場合、前項(1)の取組は1人あたり100万円以内で上限1,000万円、(2)の取組は1人あたり50万円以内で上限500万円、1申請あたりの補助上限は1,500万円となります。

Q 「接触機会を減らす生産・販売への転換」または「感染時の業務継続体制の構築」のための経費が1/6以上充てることが条件となっていますが、具体的にどんな取組が対象となりますか。

A 生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入や、業務継続のための経営管理の取組が対象です。具体的には、省力化につながる定植・収穫機などの機械導入、生分解性マルチなどの生産資材の購入費等が対象となります。詳細は「公募要領」をご確認ください。

Q 中古品は対象となりますか？

A 中古品の購入は、一定条件のもと、補助対象経費と認められます。具体的には、①法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のものであること、②見積書または価格の妥当性を証明する書類を添付する必要があります。

詳しくは下記の問合せ先にご連絡ください。

(問合せ先) JA 仙台

営農部営農支援課 022-236-2413
中央営農センター 022-289-2914
西部営農センター 022-391-0150
東部営農センター 022-767-8355

(株) ジェイエイ 仙台

多賀城農機センター 022-368-4128
根白石農機センター 022-379-3439
松島農機センター 022-354-5958